

観光振興事業費補助金交付要綱（FAST TRAVEL 推進支援事業、公共交通利用環境の革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、外国人旅行者向け免税店支援事業、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業、観光二次交通高度化事業）

平成30年3月28日	国総支第61号	
	国鉄総第324号	
	国自旅第293号	
	国海内第186号	
	国港総第596号	
	国空事第1071号	
	国空業第164号	
	観参第293号	
	平成31年4月2日	国総事第96号
		国総支第53号
国都街第121号		
国都景歴第116号		
国道総第529号		
国道企第93号		
国住市第129号		
国鉄総第426号		
国鉄都第199号		
国鉄事第391号		
国鉄施第314号		
国自旅第314号		
国海内第249号		
国海外第413号		
国港総第698号		
国空事第1744号		
国官参空第82号		
観参第817号		
国官総第385号		
令和2年3月31日		国総地第67号
		国総モ第26号
		国総物第690号
		国総事第77号
		国都街第106号
		国都景歴第99号
		国道総第469号
		国道企第108号
		国住市第104号
	国鉄総第467号	
	国鉄都第226号	
	国鉄事第434号	
	国鉄施第315号	
	国自旅第301号	
	国海内第119号	
	国海外第277号	
	国港総第681号	
	国官参空第99号	
	観参第1228号	
	国官総第251号	
	令和2年11月5日	国総地第75号
		国総モ第73号
		国総物第125号
		国総事第31号
		国都街第75号
		国都景歴第62号
		国道総第230号
		国道企第65号
国住市第78号		
国鉄総第269号		
国鉄都第118号		
国鉄事第310号		

	国鉄施第205号
	国自旅第259号
	国海内第171号
	国海外第172号
	国港総第400号
	国空総第661号
	観参第778号
令和3年3月24日	国官総第121号
	国総地第108号
	国総毛第98号
	国総物第159号
	国総事第67号
	国都街第123号
	国都景歴第103号
	国道総第471号
	国道企第113号
	国住市第135号
	国鉄総第441号
	国鉄都第219号
	国鉄事第732号
	国鉄施第438号
	国自旅第463号
	国海内第219号
	国海外第307号
	国港総第709号
	国空総第1122号
	観参第1148号
令和4年3月22日	国官総第204号
	国総地第77号
	国総毛第96号
	国総物第89号
	国総事第77号
	国都景歴第80号
	国道総第512号
	国道企第110号
	国住市第73号
	国鉄総第429号
	国鉄都第196号
	国鉄事第690号
	国鉄施第339号
	国自旅第526号
	国海内第299号
	国海外第414号
	国港総第675号
	国空総第1188号
	観参第729号
令和5年3月31日	国官総第158号
	国総地第116号
	国総毛第118号
	国総物第102号
	国総事第117号
	国都景歴第189号
	国道総第617号
	国道企第126号
	国鉄総第512号
	国鉄都第244号
	国鉄事第877号
	国鉄施第358号
	国自旅第553号
	国海内第256号
	国海外第457号
	国港総第751号
	国空総第1327号
	観参第788号

	国官総第 2 3 4 号
令和 6 年 6 月 21 日	国総地第 8 6 号
	国総モ第 2 8 号
	国総公第 3 2 号
	国都公景第 5 2 号
	国道総第 1 0 5 号
	国道企第 4 8 号
	国鉄総第 1 0 1 号
	国鉄都第 8 6 号
	国鉄事第 1 8 9 号
	国鉄施第 5 0 号
	国自物第 7 9 号
	国自旅第 1 0 6 号
	国海内第 5 2 号
	国海外第 1 3 9 号
	国港総第 1 9 8 号
	国空総第 2 4 3 号
	観参第 1 6 8 号
令和 7 年 3 月 3 1 日	国官総第 3 5 号
	国総地第 2 1 9 号
	国総モ第 1 0 1 号
	国総公第 1 2 6 号
	国都公景第 2 8 1 号
	国道総第 6 5 0 号
	国道企第 1 3 1 号
	国鉄総第 5 5 3 号
	国鉄都第 2 2 5 号
	国鉄事第 6 2 7 号
	国鉄施第 3 0 1 号
	国自物第 6 9 3 号
	国自旅第 3 4 2 号
	国海内第 2 8 7 号
	国海外第 7 3 7 号
	国港総第 7 7 8 号
	国空総第 1 1 2 2 号
	観観戦第 7 2 号
	観参第 7 4 0 号
	国官総第 3 2 1 号

※本資料は、令和 7 年度 インバウンド受入環境整備高度化事業 の抜粋版となります。

目次

第 1 章 共通事項（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 FAST TRAVEL 推進支援事業（第 4 条－第 2 5 条）

第 4 章 インバウンド受入環境整備高度化事業（第 3 0 条－第 3 5 条）

第 1 章 共通事項

（通則）

第 1 条 観光振興事業費補助金（FAST TRAVEL 推進支援事業、公共交通利用環境の革新等事業、インバウンド受入環境整備高度化事業、歴史的観光資源高質化支援事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、外国人旅行者向け免税店支援事業、地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業、観光二次交通高度化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この補助金は、「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、以下に掲げる事業を対象として補助金の交付を行うことにより、旅行環境整備を行うための対策を促進することを目的とする。

- 一 世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化する事業（以下「FAST TRAVEL 推進支援事業」という。）

- 二 我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村に係る観光地（以下「特定観光地」という。）に至るまでの公共交通事業者等の事業に係る交通サービス（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。）の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い取組等を一体的に進める事業又は利用者にとっての最適経路による移動手段と観光サービスを一括して提供することで特定観光地における周遊を促す事業（以下「公共交通利用環境の革新等事業」という。）
- 三 特定観光地における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける「まちあるき」や広域的な周遊に係る環境整備を面的に進める事業（以下「インバウンド受入環境整備高度化事業」という。）
- 四 特定観光地における観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる事業（以下「歴史的観光資源高質化支援事業」という。）
- 五 観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、電線管理者が実施する無電柱化等を支援する事業（以下「観光地域振興無電柱化推進事業」という。）
- 六 特定観光地と連携したサイクルツーリズムの推進を図るため、訪日外国人旅行者に対応したサイクリング環境の整備を支援する事業（以下「先進的なサイクリング環境整備事業」という。）
- 七 外国人旅行者向け免税制度の「リファンド方式」移行に伴い、必要となるシステム改修費用を支援する事業（以下「外国人旅行者向け免税店支援事業」という。）
- 八 訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図る事業（以下「地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業」という。）
- 九 訪日外国人旅行者の周遊の促進を図るため、観光地における二次交通の充実に資する取組を支援する事業（以下「観光二次交通高度化事業」という。）

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）及び索道事業者並びに索道施設を所有する者
 - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（道路運送法施行規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）1①に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。）並びにこれらの者に車両を貸与する者
 - ニ 道路運送法第80条第1項の許可を受けた者
 - ホ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ヘ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）による適正化事業実施機関
 - ト 超小型モビリティの導入を行う地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める都道府県、市町村又は特別区）、民間事業者（法人格を有するものに限る。）又は地方公共団体、民間事業者等により構成される協議会
 - チ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者、同項に規定する対外旅客定期航路事業（本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）を営む者、同条第9項に規定する旅客不定期航路事業を営む者及び同項に規定する一般不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）を営む者並びにこれらの者に船舶を貸与する者
 - リ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設を設置し又は管理する者
 - ヌ 関係する地方公共団体（港務局を含む。）、地方整備局、北海道開発局若しくは沖縄総合事務局、訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通の実情、その利用促進の取組に精通する者等によって構成される協議会及び港湾管理者が港湾施設の管理等を適正かつ確実にを行うことができると認めた団体
 - ル 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者
 - ロ 航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者
 - ワ 空港法（昭和31年法律第80号）第14条第1項に規定する協議会
 - カ 港湾又は空港の利用促進に取り組む地方公共団体（港務局を含む。）
 - コ シェアサイクルやマイクロモビリティの貸出拠点を設置し、又は管理する者
 - ク 手ぶら観光カウンターを設置し、又は管理する者（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。）
 - ケ 上記の者で構成される団体
- 二 市区町村とは、市町村及び特別区をいう。
- 三 観光拠点施設とは、訪日外国人旅行者が特定観光地の情報収集及び周遊の拠点として活用することを目的として来訪する施設をいう。
- 四 「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定

する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

第2章 FAST TRAVEL 推進支援事業

（事業実施計画の策定）

第4条 FAST TRAVEL 推進支援事業の実施に当たっては、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局、沖縄総合事務局、関係省庁地方支分部局、都道府県及び関係事業者団体等を構成員とする地方ブロック毎に設置される会議（以下「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」という。）において、訪日外国人を受け入れる上での現状と課題、必要な施策を実施するための計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、当該計画を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 前項の事業実施計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の現状（地方ブロック内の訪日外国人旅行者数、外国人延べ宿泊者数等を含む。）と課題

二 地方ブロックにおけるインバウンドを含む観光の見込み、新たな交通網の形成等

三 地方ブロックにおいて推進する観光施策

四 前号の観光施策を効果的に推進するため、実施しようとする事業

五 前号の事業の達成状況を図るための指標及び当該指標の目標

3 大臣は、提出された事業実施計画に対して、必要に応じ、次に掲げる観点から助言した上で、国土交通省のホームページにおいて公表するものとする。

一 事業実施計画が政府全体の観光施策と整合していること

二 実施しようとする事業が合理的であること

4 第1項の事業実施計画を変更しようとするときは、大臣に提出しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（補助対象事業等）

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業、補助対象事業者並びに補助対象経費の区分及び補助率は、別表1に定めるものとする。

（補助金の額）

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第9条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。

二 別表1に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

2 前項第1号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4による変更届を大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

（交付決定の変更及び通知）

第10条 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

（申請の取下げ）

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9により補助対象事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、補助対象事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

- 第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定により国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

- 第17条 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
 - 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、補助対象経費により取得した時期又は効用の増加した時期、所在場所及び価格を記載し、補助対象経費により取得した財産の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

- 第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。
- 一 取得財産等の得喪に関する書類
 - 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもっ

て管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（事業評価の実施）

第23条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、第13条本文の規定による完了実績報告書に添付して、それぞれ補助対象事業者から、交付申請書を提出した地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「国土交通省地方支分部局等」という。）に報告する。

第24条 FAST TRAVEL 推進支援事業による支援を受けた事業については、自己評価等を基に国土交通省地方支分部局等が二次評価を行うこととする。

2 二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、国土交通省地方支分部局等に各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

3 国土交通省地方支分部局等は、補助対象事業者に対して二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、当該二次評価結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

第25条 二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

第4章 インバウンド受入環境整備高度化事業

（受入環境整備高度化計画の策定）

第30条 インバウンド受入環境整備高度化事業を実施しようとする市区町村、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）若しくはその候補として観光庁長官の登録を受けた法人若しくは民間事業者（以下「高度化計画策定者」という。）は、単独で又は共同して、様式第13で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した受入環境整備高度化計画（以下「高度化計画」という。）を策定し、地方運輸局長等を経由して、観光庁長官に提出しなければならない。この場合において、市区町村以外の者が高度化計画を策定しようとするときは、あらかじめ様式第13の2により当該特定観光地に係る市区町村の同意を得なければならない。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 計画の期間
- 四 計画の目標を達成するために必要な事業
- 五 インバウンド受入環境整備高度化事業の効果の把握及び評価に関する事項
- 六 その他必要な事項

2 観光庁長官は、前項の高度化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）その他の観光に関する国の基本的な政策に適合するものと認められること。
- 二 高度化計画の対象区域における訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

3 前項の認定をしたときは、様式第27による高度化計画認定通知書を高度化計画策定者に通知するものとする。

4 高度化計画策定者は、前項の規定による認定を受けた高度化計画について次に掲げる事項の変更をしようとするときは、観光庁長官の認定を受けなければならない。

- 一 高度化計画の廃止
- 二 高度化計画の目標の変更
- 三 高度化計画の期間の変更
- 四 第1項第4号で記載された事業の新設又は廃止
- 五 第1項第4号で記載された事業を実施する補助対象事業者の変更
- 六 前項に掲げる基準の適合に係る事項の変更として観光庁長官が認める変更

5 第2項及び3項の規定は、第4項の変更の認定について準用する。

（補助対象事業等）

第31条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表4及び別表5に定めるものとする。

（補助金の額）

第32条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表4及び別表5に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（契約等）

第33条 補助対象事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 補助対象事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は氏名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助対象事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第34条 補助対象事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 大臣が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲りうけた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 大臣は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

三 大臣は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（準用規定）

第35条 第4条及び第7条から第25条までの規定は、第30条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により認定された高度化計画に基づき実施されるインバウンド受入環境整備高度化事業について準用する。この場合において、第4条第2項第2号中「観光の見込み、新たな交通網の形成等」とあるのは「観光の見込み」と、第9条第1項第2号中「別表1」とあるのは「別表4及び別表5」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年度予算から施行する。

別表4（第31条第2項関係）
インバウンド受入環境整備高度化事業（補助対象事業者等）

補助対象事業		補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
賑わい環境の創出	ナイトタイムエコノミーの環境整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ナイトタイムエコノミーの環境整備に要する経費	1／2
	イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	イベント開催等により賑わい拠点となる屋外広場の整備等に要する経費	1／2
	廃屋撤去	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	廃屋撤去に要する経費	1／2
新たなニーズへの対応・新技術の活用	ワーケーション環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ワーケーション環境の整備に要する経費	1／2
	ICTを活用したゴミ箱の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ICTを活用したゴミ箱の整備に要する経費	1／2
	多様な移動手段の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多様な移動手段の整備に要する経費	1／2
	飲食店、観光案内所等を対象としたロボット等の導入	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	ロボット等導入に要する経費	1／2
ストレスフリー・快適な旅行環境の整備	多言語案内の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多言語案内の整備に要する経費	1／2
	観光スポットの掲示物等の多言語化整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	観光スポットの掲示物・HP等の多言語化に要する経費	1／2
	無料公衆無線LAN環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	無料公衆無線LANの整備における設備等の購入・設置に要する経費	1／2
	飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	多言語対応、先進的な決済環境の整備及び多様な宗教・生活習慣への対応力の強化に要する経費	1／2
	トイレの高機能化及び洋式便器の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	トイレの高機能化及び洋式便器の整備に要する経費	1／2
	手ぶら観光カウンターの機能向上	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	手ぶら観光カウンター（国土交通省が手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものに限る。以下同じ。）の整備に要する経費	1／2
ユニバーサル対応	段差の解消	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	観光スポットにおける段差の解消に要する経費	1／2
	子供連れ環境の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	子供連れ環境に資する設備の整備に要する経費	1／2
	近距離移動支援モビリティの整備	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	近距離移動支援モビリティの整備に要する経費	1／2
拠点機能の整備・改良	外国人観光案内所の整備・改良	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	外国人観光案内所（日本政府観光局が認定をした又は認定する見込みがあるものに限る。以下同じ。）の整備に要する経費	1／2
	観光スポット情報・	地方公共団体、観光地域づくり法人	観光スポット情報・交流施	1／2

	交流施設の整備・改良	(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	設(特定観光地における観光スポットに関する情報提供や、観光スポットに関連した交流機会の提供を目的とした施設であること。以下同じ。)の整備に要する経費	
	EV 急速充電器の整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	EV 急速充電器の整備に要する経費	1 / 2
	既存おもてなし観光施設(トイレ施設を含む)における魅力度向上のための整備	地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)その他の高度化計画に記載された事業を実施する者	既存観光施設の改修に要する経費	1 / 2

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も 補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 1 2 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
4. 廃屋撤去に係る費用については、一補助事業あたり補助上限 5, 0 0 0 万円とする。

別表 5 (第 3 1 条第 2 項関係)

インバウンド受入環境整備高度化事業(一定条件下での補助率加算制度)

項目	必要な要件	補助率 の加算
持続可能な観光計画等の有無	J S T S - D に基づく持続可能な観光計画等を策定している地方公共団体又は DMO が実施する事業である場合 (事業者が実施する事業については、整備予定地点が当該観光計画等に記載される観光区域である場合)	+ 1 / 2 0
補助事業者の財政規模について、右記の指数が一定の割合である場合	(ア) 地方公共団体の場合 = 財政力指数が 0. 5 以下 ※ 財政力指数 = 地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条及び第 21 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値	+ 1 / 1 0
	(イ) 地方公共団体以外の場合 = 事業規模指数が 0. 1 以上 ※ 事業規模指数 = 補助対象となる総事業費 / 補助事業者の財政規模 ※ 当該補助事業者の財政規模 1) 団体の場合 = 当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前 3 会計年度の平均収入額(実績がない場合は当該年度の収入見込額) 2) 個人の場合 = 前年分の収入額	+ 1 / 1 0
他事業との連携	当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合	+ 1 / 2 0

(注)

1. 補助率は最大 2 / 3 とする。
2. 対象となる補助メニューは多言語案内の整備、観光スポット等の掲示物の多言語化整備、無料公衆無線 LAN 環境の整備、飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備、トイレの高機能化及び洋式便器の整備のみとする。